

長崎市導入促進基本計画（令和3年7月変更）

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長崎市は、地形的にも海に囲まれており、造船業、水産業などを柱に栄えてきており、また、長崎ならではの歴史的文化遺産に恵まれた国際文化観光都市としても発展してきた。しかしながら、近年、グローバル化の進展、受注環境の変化、消費者及び来訪者のニーズの多様化、人手不足等の雇用環境の変化など、本市の産業を取り巻く環境は大きく変化しており、多くの課題が生じている。

人口動向については、少子高齢化や若年者の転出超過により、人口減少が続いており、昭和60年の約50万人をピークに減少に転じ、現在、約40.2万人となっている。また、人口推計においても、生産年齢人口の減少率が人口減少率を大きく上回っており、今後、様々な業種において深刻な人手不足が懸念される。

長崎市の人口推計及び生産年齢人口の推計 (単位：万人)

長崎市	H27	R2	R7	R12	R17	R22
人口推計	42.9	41.3	39.4	37.4	35.3	33.1
増減率		▲3.7%	▲8.2%	▲12.8%	▲17.7%	▲22.8%
生産年齢人口	25.0	23.1	21.4	19.9	18.5	16.7
増減率		▲7.6%	▲14.4%	▲20.4%	▲26.0%	▲33.2%

本市においては、造船造機製造業、食品製造業、水産業、観光関連産業などが基幹産業となっているが、産業構造の特徴として、観光や医療・福祉などサービス業関連事業者が多い一方で、製造業事業者が少ない。また、事業所規模別の事業所数及び従事者数については、従事者数10人未満の事業所が全体の8割（4人以下の零細事業所が約6割）を占める一方で、100人以上の比較的大規模な事業所における従事者数が全体従事者数の約3割を占めている。

雇用状況については、生産年齢人口の減少により、製造業、建設業、観光関連業、介護・医療関連業などの業種で有効求人倍率が高く、特に高校生など若年者の採用が難しくなっており、今後、市内中小企業者の事業活動への影響が懸念される。また、経営者または従事者の高齢化に伴い、廃業するケースが増えることが想定されるものの、多くの業種で事業承継や技術・技能の継承の取組みは進んでいない。

人口減少に伴い、域内市場は縮小しており、今後、交流人口の拡大による消費の拡大と市内中小企業者の域外進出を図り、経済の活性化を図る必要がある。そのためには市内中小企業者の人材育成の取組みを促進させ、モノやサービスの質の向上など競争力強化を図る必要がある。

今回の先端設備等導入促進に対する国の支援は、労働生産性の向上に寄与するだけでなく、技術の高度化、新製品・新技術開発、モノやサービスの質の向上など企業の競争力強化にもつながることから、本市としても国の支援策と一体となって市内中小企業者を支援するため、本計画を策定する。

(平成 28 年経済センサス)

産業分類		事業所数		従事者数	
		事業所数	割合	従事者数	割合
一次産業	農林漁業	52	0.3%	741	0.4%
二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0%	39	0.0%
	建設業	1,381	7.3%	11,373	6.1%
	製造業	809	4.3%	17,033	9.1%
三次産業	電気、ガス、熱供給、水道業	26	0.1%	913	0.5%
	情報通信業	180	1.0%	3,195	1.7%
	運輸業、郵便業	418	2.2%	7,550	4.0%
	卸売業、小売業	5,216	27.7%	37,157	19.8%
	金融業、保険業	368	2.0%	7,760	4.1%
	不動産業、物品賃貸業	1,496	7.9%	4,470	2.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	779	4.1%	7,515	4.0%
	宿泊業、飲食サービス業	2,514	13.3%	19,656	10.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	1,787	9.5%	9,687	5.2%
	教育、学習支援業	516	2.7%	7,326	3.9%
	医療、福祉	1,933	10.3%	37,898	20.2%
	複合サービス事業	127	0.7%	1,420	0.8%
	サービス業（他に分類されないもの）	1,236	6.6%	13,759	7.3%
計		16,596		187,492	

(2) 目標

本市では、市内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、競争力の強化を図り、地域経済の更なる発展を目指すため、計画期間中に160件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

長崎市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象となる業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

人員の削減を目的とした取組みについては、計画認定の対象としない。

(2) 計画認定の対象としない事業

- ① 市税を滞納している者が計画する事業
- ② 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者が計画する事業
- ③ 公序良俗に反する事業